

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

# コロポックル

Koropokkuru

vol. 16  
2018 夏・秋号

特集

空き家・所有者不明土地問題  
入門編 く相続登記のスヌメく

権利証のお話

知っているようで知らない

北海道命名150年記念!

アイヌ語  
地名クイズ

挑戦してみよう!!



コロポくん

# 空き家・所有者不明土地問題

入門編

～ 相続登記のススメ ～



## 空き家の問題

総務省による平成25年住宅・土地統計調査(5年ごとに実施)によると、全国の空き家戸数は約820万戸(道内は約39万戸)、住宅総数に占める空き家の割合は13.5%(道内は14.1%)。そのうち、適切な管理がされていない空き家の増加が問題となっています。

空き家となる要因には、別荘としての利用、賃貸・売却手続き中、転勤や長期入院などがありますが、昨今の大きな要因のひとつが、単身や夫婦で暮らす高齢者世帯の増加によるものです。介護施設へ入所したり、子と同居するために転居して元の家に誰も住まなくなるケースや、親が亡くなった後、子が全員既に独立していて親の家に誰も戻らない、そもそも身寄りがいないなどのケースが増えています。また相続人の意見がまとまらないなど様々な事情で空き家が売却も解体もされずに放置され、管理が行き届かなくなると、建物の老朽化が進み、景観や防災・防犯面で地域に悪影響を及ぼしたり、火災や倒壊などで近隣の家や人に損害を与える危険性が

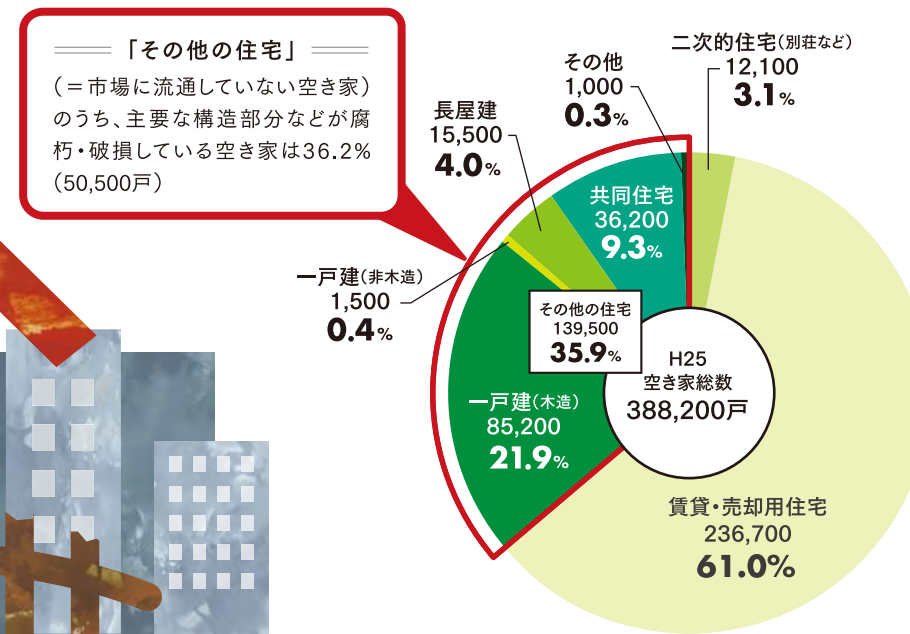


高まり、事案によっては所有者(相続手続きをしていない場合は相続人全員)が数千万円の損害賠償を請求されることも起こります。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、倒壊や衛生上有害のおそれがあるなどとして「特定空家等」に認定された空き家は、市町村が所有者等に対して修繕や解体等の指導や命令等ができるようになり、応じない場合は市町村が代わりに行き、かかった費用を所有者等に請求することが可能になりました。また、住宅の建つ土地には固定資産税が軽減される特例がありますが、特定空家等の土地は除外されて税金が最大6倍になる可能性があります。

しかし特定空家等に認定されたとしても、所有者が行方不明だったり、既に亡くなっていて相続が複雑になっているなどの事情で、解決が難しいケースもあります。一方で、平成30年4月に起きた刑務所施設からの受刑者逃走事件において、受刑者が侵入したのは所有者がきちんと管理していた空き家だったとの報道もあり、今後も様々な側面から対策が必要になってきます。

家を持つ人も、将来的に家をどうするか考える、空き家にする場合は適切な管理を継続するか、別の活用や解体を考えることが重要です。空き家の取得やリフォーム、解体に補助金を出している自治体がありますし、空き家を売りたい・貸したい人と探したい人を繋ぐ「空き家バンク」を北海道をはじめ多くの自治体が運営し、仕事や暮らしなどの移住情報を併せて提供するなど、空き家の活用の支援も進められています。



※道内の空き家の内訳別の建て方(平成25年住宅・土地統計調査(総務省)より)

## 所有者不明土地の問題



所有者を調べきれない、判明しても連絡がつかない土地も増えています。平成29年の所有者不明土地問題研究会の報告によると、平成28(2016)年時点における全国の所有者不明率の推計結果は20.3%、土地面積でいうと九州本島を上回る約410万haに相当し、このまま取組みが進まないとなれば2040年には北海道本島に迫る約720万haに達するのではないかとされています。

所有者がわからなくなるきっかけのひとつが相続です。売却できない、山林を相続したが地元を離れていくわからないなどの理由で、所有者が亡くなっても相続登記(名義変更手続き)がされないうちに、所有者や相続人が所在不明とされるケース、相続人が亡くなってさらに相続が発生しているうちに、相続人が何十人となるケースが増えています。その結果、土地が管理されずに荒廃したり、公共事業が進まないなどの弊害が起きており、実際に地震や豪雨など自然災害の被災地域では、対策事業のための土地取得が関係者全員の同意が得られず難航し、復興の妨げとなっています。高齢化に伴い、相続の発生件数が増え、相続登記がされない土地はさらに増えることが予想されます。

平成30年6月、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、翌年6月までに全面施行されます。この法律により、道路や診療所、公園など公共性がある事業について、知事が認めれば10年まで所有者不明土地を使用できるようになります(もし所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間満了後に元に戻して返還、そういったことがなければ期間延長可)。また、公共事業のための土地収用(取得)手続きや所有者の探索の合理化がはかられ、長期間相続登記等がされていない土地の登記簿にその旨を記録できる制度も創設されました。

政府では今後も、相続登記の義務化や、土地の所有権を放棄できる制度の創設などを検討するとしています。

## 相続登記、いつかやろうと思っても…

現行法上、不動産の相続登記は義務ではありません。しかし売却する時、ローンを組むために担保を設定する時など、不動産取引の際は必ず相続登記を経る必要があります。

相続登記をするためには、相続人全員で誰が不動産を取得するか話し合う必要があります(法定相続

分に従って相続人全員の共有名義で登記することもできますが、その場合、売却等の際は共有者全員が契約の当事者となります)。年月が経ち、いざ手続きが必要となったときに、話し合いが難しい状況となっているかもしれません。

例えば相続人が高齢で認知症となり、意思疎通が全くできない場合は、基本的には裁判所に成年後見開始の申立てをし、本人の財産管理などを行う成年後見人を選任してもらいます。話し合いには成年後見人が参加しますが、本人の財産保護の観点から法定相続分確保のため、代償金の支払いが必要になる場合があります。

また、相続人で亡くなった方がいる場合は、さらにその方の相続人全員も話し合いに加わる必要があります。そうして相続人が増えていくうちに、話し合いがまとまらない可能性も増えますし、相続人調査のために取得する戸籍も膨大となり、その分時間や費用もかさみます。

時間が経てば経つほどそういったリスクが増えるので、相続登記はすみやかに行った方がいいですし、相続登記をしておくことで権利関係が明確となり、受け継いだ大切な財産を守ることもつながります。

なお、相続手続きを始める際は、先に不動産の相続登記から始め、同時に「法定相続情報」の証明書を発行する手続きも行えば、預金などの手続きが楽になる可能性があります。

また、前妻との間に子がいる、結婚しているが子がないなど、相続関係が複雑になりそうな場合、受け継いでほしい人を決めている場合は、生前に遺言を残しておく、死後に相続人全員で話し合う必要はなくなり、相続登記をスムーズに行うことができます。

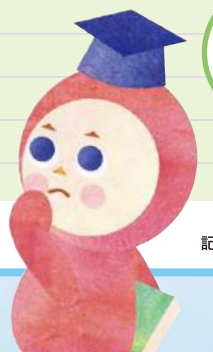
ひょっとして

### 空き家・所有者不明土地“予備軍”かも!?

- 不動産の相続手続き、必要になったらやろうと思っている
- 子がみんな独立して家を出たので、現在は親夫婦だけで持ち家に暮らしている
- 自分や親の家を将来どうするか、まだ考えていない
- 今の家に住めなくなっても、他人に売ったり貸したりはしたくない
- 先祖伝来の山林があると親から聞いたが、詳しくはわからない

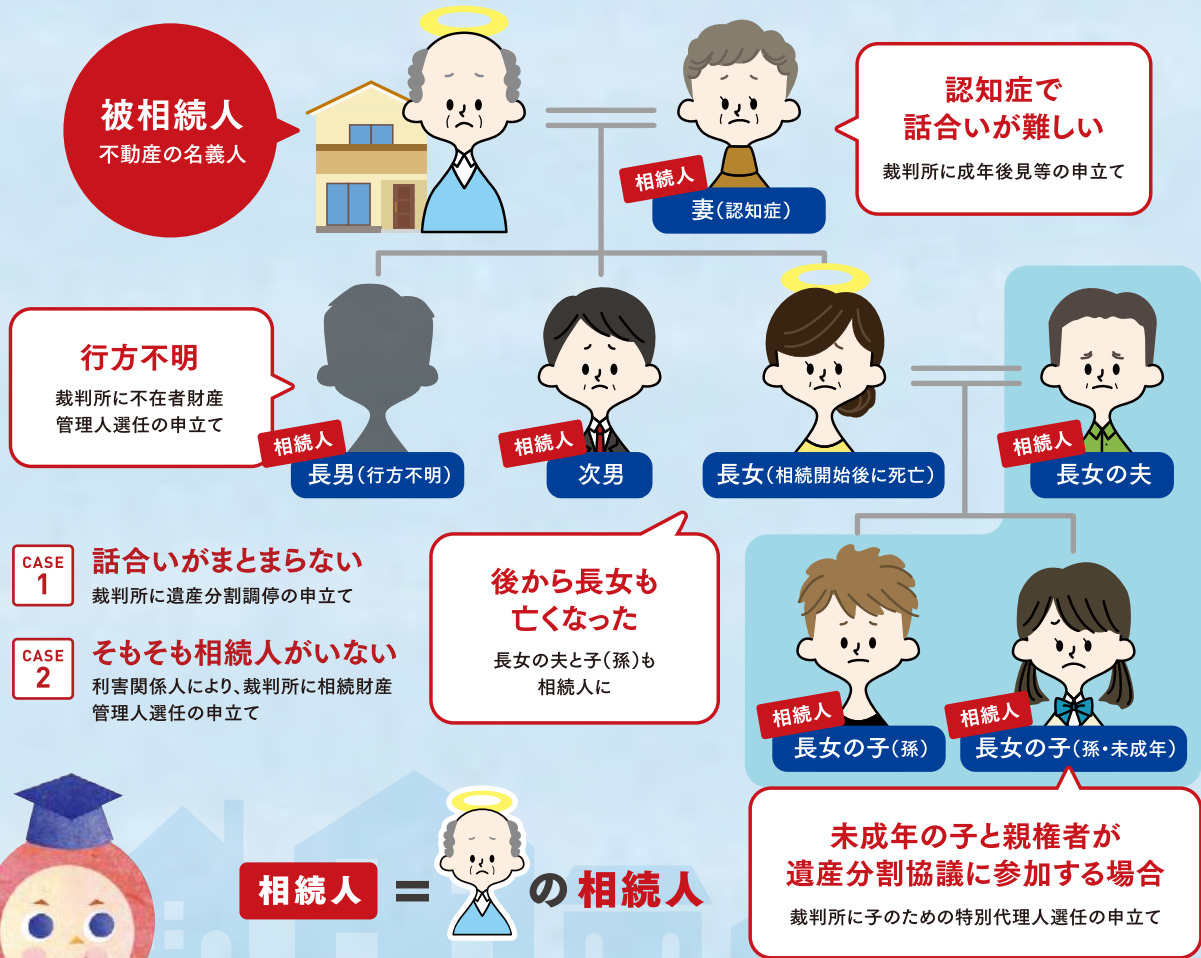
CHECK!

元気うちから  
考えておこう!



記事：國分 三恵子

# 「遺産分割(相続人全員の話し合い)の際の注意点」



## 札幌司法書士会の取組み

札幌司法書士会は、平成30年2月14日、札幌市と「空き家等の対策の推進に係る連携協力に関する協定」を締結しました。札幌市に空き家の相続等の相談が寄せられた際に司法書士の相談窓口や業務を紹介したり、札幌市に空き家の相続等で必要な助言や支援を行うことを主な内容としており、空き家に関する協定を自治体と締結するのは、室蘭市に続いて2例目となります。他にも多くの自治体と情報交換や連携を進めています。

昨年8月から設置している「空き家相談ダイヤル(→P14)」では、市民や自治体職員の皆さまからの空き家に関するご相談を幅広くお受けしています。今後も札幌司法書士会では、行政など関係機関と連携を深めながら、空き家・所有者不明土地問題に取り組んでいきます。



※札幌市との協定調印式写真  
(左:札幌司法書士会会長里村美喜夫 右:秋元克広札幌市長)

司法書士は相続登記、裁判所に提出する申立書の作成などで相続手続きをサポートするよ。

## 空き家について もっと知ろう!



- Q1** 実家が亡父名義のままだが、相続人全員で私が相続するとの話し合いは済んでおり、亡父の権利証も持っている。このまま売却できないか。
- A1** 売却する際は、必ず相続登記を経る必要があります。話し合いの内容を遺産分割協議書にまとめ、相続人全員で実印を押印し、印鑑証明書や戸籍などを揃えましょう。なお、相続登記完了後は、新しい名義人の権利証(登記識別情報)が発行されます。

- Q2** 相続人で話し合った結果、実家は私が相続することになった。家はもう古く、いずれ取り壊す予定だが、土地だけではなく建物も相続登記をした方がいいのか。
- A2** すぐに取り壊す場合、相続登記を土地だけ行うケースはあります。ただし、遺産分割協議書には必ず土地・建物両方について記載しておきましょう。すぐに取り壊さない場合は、権利関係を明確にしておくため、また将来の売却の可能性を考え、土地・建物両方の相続登記をしておいた方が後のトラブルを防げます。

- Q3** 親が認知症で施設に入り、実家が空き家になったので売却したい。
- A3** 所有者が認知症で売却の判断が難しい場合は、裁判所に成年後見等の申立てをすることになります。成年後見制度はそもそも本人の財産などを保護するための制度ですので、自宅を売却するには、その事情を裁判所に説明し、許可を得る必要があります。また、売却が終わっても成年後見制度の利用をやめることはできませんのでご注意ください。



知ってるようで知らない

# 権利証のお話



土地や建物のいわゆる「権利証」。土地や建物の権利を取得する登記手続きが完了した際に法務局によって発行される書類で、不動産取引の場面でも重要となる書類のひとつです。

マイホームをお持ちの方の中には、自宅を購入した際の重要書類と一緒に大切に保管したまま、その後一度も権利証を見ていないという方もいらっしゃるのではないでしょうか。

今回は、いわゆる権利証についてのプチ情報をご案内します。

まず「権利証」という呼び方ですが、実はこれは正式な名称ではありません。正しくは、「登記済証」「登記識別情報」といい、これらを一般的に「権利証」と呼んでいます。

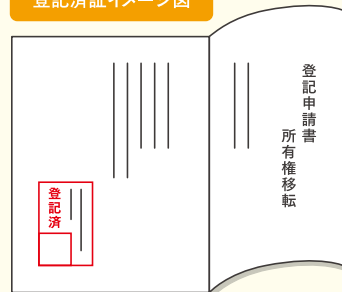
では、なぜ「登記済証」「登記識別情報」の二種類あるのかという、昔と現在とで様式が異なっているからなのです。

以前は法務局の「登記済」スタンプが押してある、「登記済証」と呼ばれるものでした。

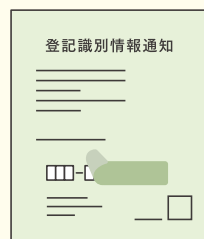
多くの方がイメージする「権利証」はこの登記済証ではないでしょうか？ドラマでも立派な表紙で綴じた登記済証が登場することがありますね。

ところがこの登記済証、法律の改正にともない、現在は発行されなくなりました(ごくまれにシステムの都合上例外有り)。平成17年から全国の法務局で順次切り替えが進み、札幌法務局管内では平成18年前後(地域により異なる)以降に登記申請した手続きでは、「登記識別情報通知」が発行されています。

登記済証イメージ図



識別旧タイプイメージ図



登記済証時代の赤色の「登記済」スタンプはなくなり、登記識別情報通知には12桁の英数字のパスワード(登記識別情報)が記載されています。

以前の登記済証が発行されている場合には、必要がある時は書類そのものを法務局に提出しますが、登記識別情報通知が発行されている場合には、そこに記載のあるパスワードを法務局に提出する(パソコンからオンライン申請する際はパスワードを打ち込む)ことになりました。

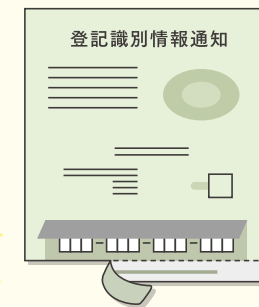
ですから、登記識別情報通知の用紙そのものというより、そこに書いてあるパスワードが重要になります。一度剥がしたら貼れない特殊な目隠しシールで貼られており、他人に見られたらわかるようになっています。不動産取引で必要がある時以外は、シールを貼ったまま保管すると安全です。

そんな登記識別情報通知はここから更に進化して、パスワード部分がシールではなく袋とじになっているタイプに変わります。こちらも順次切り替わりとなり、札幌法務局管内では平成27年前後(地域により異なる)以降に発行されています。

いずれのタイプも一度開封すると元に戻せず、パスワードが常に見えるようになりますが、私たち司法書士が開封した際には、パスワード部分が見えずに保管できるように再度特殊なシールを貼るなどしてお返します。

登記済証、登記識別情報通知のいずれも、本人確認・意思確認のための重要な書類ですが、書類その物自体に不動産の権利があるわけではありません。ですから、例えば登記済証・登記識別情報通知を盗まれたとしても、権利を盗まれたという事にはなりません。また、実印・印鑑証明書とセットで使うものなので、それらは別々に保管しておきましょう。

識別Newタイプイメージ図



大切に保管  
しようね



登記済証も登記識別情報通知も再発行ができない書類ですが、紛失した場合も不動産取引はできますのでご安心ください。ただし、別の方法で本人確認・意思確認を行うため、費用や時間がかかります。不要のトラブルを避けるためにも、どうぞ大切に保管してくださいね。

登記済証・登記識別情報通知についてご不明の点がありましたら、お近くの司法書士に気軽にご相談ください。

北海道命名150年記念!

# アイヌ語地名クイズ

1869(明治2)年、長く蝦夷地を旅して調査し、当時明治政府の開拓使の役人だった松浦武四郎が名付け親となり、蝦夷地は「北海道」と命名されました。「カイ」とはアイヌ語で「この地で生まれたもの」という意味があるといわれています。

北海道の市町村名の約8割もアイヌ語に由来しているそうです。アイヌ語地名はその地形の特徴や土地の産物、そこでよく行われることなどを語源とし、当時の人たちの生活が反映されています。「アイヌ語地名の音に漢字を当てた市町村名」も道内各地にありますね。

地図にはアイヌ語地名が記載されています。どこの地名かわかりますか？地名から、皆さんの住む町の昔の姿が想像できるかもしれませんね！解答は「次のページ」です。

イラスト: イランカラッチェ!

## ヒント

- ヤムワッカナイ (yam-wakka-nay) ... 冷たい/飲み水の/川
- シラウオイ (siraw-o-i) ... アブ/多い/所
- トマオマイ (toma-oma-i) ... エゾエンゴサク(花)/ある/所
- ニカブ (ni-kap) ... 楡の木の/皮
- モルラン (mo-ruran) ... 小さい/坂
- メマンペツ (mem-an-pet) ... 泉池/ある/川
- エソロペツ (esoro-pet) ... 沿うて下る/川
- サッコタン (sak-kotan) ... 夏/村
- トヤ (to-ya) ... 湖/の岸
- ヌプルペツ (nupur-pet) ... 水の色濃い/川
- フラヌイ (hura-nu-i) ... 臭気を持つ/もの(川)

参照: 北海道庁アイヌ政策推進局アイヌ政策課HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/index.htm>

みんなで守ろう 北海道の豊かな自然

ご存知ですか?

# 北海道水資源の保全に関する条例

北海道の水資源を守る制度があるんです!



ご存知でしょうか。なんと北海道には、代表的なものだけでも60を超える湧水があります。地元の皆さんや観光で訪れる方々の憩いの場として大切にされています。また、災害時の給水施設として湧水を整備し活用している自治体もあります。

北海道の清らかで豊かな水資源は、先人たちから受け継いだかけがえない財産です。水源を守ることは豊かな森を守ることに繋がります。大地をうるおす美しい川は、やがて海に注ぎ多くの命をはぐむでしょう。

近年、道内の水源周辺において、利用目的が明らかでない大規模な土地取引が確認されるようになり、貴重な水資源を次の世代に引き継いでいくため、道や市町村、事業者、土地所有者、そしてすべての道民が一体となって水資源の保全に取り組み、水源周辺の土地が適正に利用されるよう、平成24年に条例が定められました。

この条例により、「水資源保全地域」に指定された区域内の土地について売買などの取引を行う際、売主等は原則として契約締結の3か月前までに届出を行うことになりました。

私たち生き物が生きていくのに欠かせない「水」。かけがえない水資源を大切にしましょう。

**事前届出など詳しくは**  
北海道庁HP <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>  
又は土地の所在する北海道総合振興局・振興局・権限移譲市町村、北海道総合政策部政策局土地水対策課土地利用計画グループ(011-204-5178)へ



アイヌ語の地名にも、川や湖など水源が由来のものがたくさんあるね!

次のページのアイヌ語地名クイズに挑戦してね!



- 湧水紹介 (一部)**
- 京極町 ぶきだし湧水 一度は行ったことある? 名水百選、北海道遺産
  - 東川町 大雪旭岳湧水 北海道で唯一上水道がない、自然の湧水で暮らしている町
  - 乙部町 生命の泉(といの水、こまいの水、能登の水、八幡さんの水、ひめかわの水) 北海道南西沖地震をきっかけに災害に備え湧水を整備

# アイヌ語地名クイズ

# 解答

イランカラブテ!コロポです。  
「イランカラブテ」とはアイヌの人々のあいさつで「こんにちは」という意味で、北海道のおもてなしのキーワードとして普及させるキャンペーンも展開されています。みなさんも北海道に来られた方に「イランカラブテ」と声をかけてみませんか。



本誌「コロポックル」の名前も、アイヌ語の「蔭(フキ)の下に住む人」から名付けています。

記事：上村 淳子

## 民事訴訟最終通知書

平成30年(わ)〇〇〇号

この度、以前に貴方が契約された会社から未納料あるいは契約違反により訴訟手続きをされましたのでご報告致します。このままご連絡無き場合、裁判所に出廷のうえ、給料等財産を差し押さえとなります。訴訟内容やご相談は当センターまでお問合せ下さい。  
※最近個人情報悪用する業者の手口もあります。身に覚えのない場合は早急にご連絡下さい。

東京都〇〇区〇〇 訴訟〇〇センター  
電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
受付時間 9時～18時(日・祝日を除く)

色んなパターンがあるので**要注意!**  
詳しくは次ページの「ほっと相談室」で。



司法書士が答える

# 「ほっと」と相談室 vol.16

～相談内容～

身に覚えのない請求の連絡がきました



今回の回答者

札幌司法書士会所属  
司法書士

いしはら たくろう  
石原 拓郎



先日、「法務省 民間訴訟告知センター」から、「訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届きました。「連絡なき場合は、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます」と記載されています。どうしたらよいでしょうか？



明らかに架空請求(詐欺の請求)ですので無視しましょう。法務省が訴訟の告知をするという制度は存在しません。



架空請求を見分ける方法はありますか？



最近では手口が巧妙になっており、実在する弁護士や通信販売業者を名乗る場合があります。自分では判断せず、あやしいと思った場合は地域の消費生活センター、司法書士や弁護士などの法律専門家に相談しましょう。



ところで、裁判を起こされた場合は、どのような方法で書類が届くのですか？



裁判所から特別送達という特殊な書留郵便で郵送されてきます。受け取りの際には、必ず受取人の署名や押印が必要となります。もしも裁判所から書類が届いたときには、きちんと対応する必要がありますので、司法書士や弁護士にご相談ください。



もし架空請求業者に電話をしてしまったらどうすればよいでしょうか？



話の内容があやしいと思ったら、なるべく早く電話を切りましょう。電話番号を知られると何度も着信がきますが断固無視しましょう。



個人情報を知られたら大変なんですね。



個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど)を教えてしまうと、架空請求業者に登録され、あらたな標的にされてしまいます。金銭を請求する手紙・電話・メールなどは、架空請求かもしれないとの前提で行動する必要が出てくるでしょう。



もしもお金を支払う約束をしてしまった場合、支払わなければなりませんか？



その必要はありません。そもそも詐欺ですので約束を守る必要はありません。



支払ったお金を取り戻すことはできますか？



支払いの手口はATMでの振込みやレターバックでの送金のほか、最近では、関係者を名乗る者への手渡しや、コンビニで現金の代わりとなる電子ギフト券やプリペイドカードを購入させる手口などがあります。いずれも現実的にお金を取り戻すことは困難ですが、泣き寝入りはせず警察に届出しましょう。

一度でもお金を支払った人は、あらたな標的にされてしまいます。「お金を取り戻します。詐欺被害を回復します」という更に別の詐欺に遭う可能性も高いので注意しましょう。



架空請求にだまされないようにするには、どうすればよいでしょうか？



支払期限が迫っていることを記載して、冷静さを失わせ不安をおおるのが詐欺の手口です。お金を支払う前に、なんか変だなと思ってご家族や専門家に相談して助かった事例はたくさんあります。とにかく、お金を支払う前にもう一度よく考えることです。ちょっとでも判断に迷ったら必ず相談しましょう。

イラスト：マルヤクマ



# 親子法律教室 解釈のちから ～紙芝居で学ぶ法教育～

平成30年3月18日(日)10:00～12:00 会場／札幌市教育文化会館  
主催／日本司法書士会連合会・札幌司法書士会

今年で5回目となるこの親子法律教室は、小学4年生の親子を対象に、親子別々のグループに分かれて話し合いながら、楽しく法律を学んでもらうイベントです。毎回定員を大幅に超える多数のご応募を頂き、今回もやむなく抽選を行い54組108名の親子にご参加頂きました。

とある村に「この橋、馬は渡るべからず」というきまりができたという紙芝居がテーマです。では牛は渡れるのか、仔馬や人はどうかなど、このきまりをどう解釈するかについて話し合います。子どもたちからは、「牛は渡れるのではないか」「この橋の端を馬が渡らなければいいのではないか」など、様々な意見が出ました。

次に、実はそのきまりがとある人を思ってつくられたという事情が紙芝居で明らかとなり、その事情を受けて、そのきまりが善いきまりか悪いきまりかをみんなで考えます。子どもたちからは「その人を思ってのきまりなので善いきまりではないか」という意見が、一方親御さんからは「その人が得をするので悪いきまりではないか」という意見が多かったように思います。

私も子どもたちの話し合いのサポート役として初めて参加しましたが、事前に練習を重ね、当日は子どもたち同士が早く打ち解けて意見を出しやすい雰囲気になるように心がけました。ご参加頂いた親子の皆様、ありがとうございました。

記事・当日スタッフ：中西 晃弘



## エコチルイベント

6月24日(日)札幌ドームで開催された、未来を想う総合環境イベント「SAPPORO×エコチル環境広場さっぽろ2018」にブース出展しました。

この家と土地の持ち主さんは誰？  
「登記簿を見て、家や土地の持ち主さんを調べてみよう」体験の様子



覚えてすぐ使える!!  
ワンポイント手話教室

『私は札幌に住んでいます』

『私の/家の/場所は/札幌/です』と表します

- ①「私」  
自分を指さします
- ②「家」  
両手の指先をつけ、ななめにかまえます  
※両手で家の屋根を表現します
- ③「場所(※ここ)」  
右手の指をまげ、指を下に向けて軽くおろします
- ④「札幌」  
左手のこの上を右手をひくように横にすべらせませす  
※札幌の街は基盤の目状になっていることを表現しています
- ⑤「です」  
手のひらを前下に押し出します

## 空き家相談ダイヤル

“空き家の困りごと”について、  
司法書士が相談をお受けします。

電話相談 **011-211-8763**

受付時間 月・水・金13:00～16:00  
(祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)

相談無料



## ご意見・ご感想を募集しています

札幌司法書士会広報誌「コロポックル」は年2～3回の不定期発行で、主にイベントでの配布のほか、市役所・法務局などの官公署や、金融機関に設置をお願いします。よりよい「コロポックル」作成のため、ご意見・ご感想をぜひお寄せください。

郵便 〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F  
「札幌司法書士会 コロポックル係」宛

TEL 011-281-3505 FAX 011-261-0115

コロポックルのバックナンバーも公開中です!!

H P <http://www.sihosyosi.or.jp>



法務局・司法書士会  
無料登記相談所

みなさまの、「知りたい」に司法書士がお答えします。  
登記のことがきける場所、「きけるっしょ」

開設時間 毎週月曜日～金曜日  
[午前] 9:00～12:00 [午後] 13:00～16:00  
※休日及び年末年始の法務局閉庁日を除く

開設場所 札幌法務局内  
(札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第1合同庁舎1階)  
TEL 011-709-2311(内線 2188)

1回あたりの相談時間は20分以内 ※商業法人登記、不動産の権利に関する登記の相談を、司法書士がお受けします。

事前予約制

相談無料

## 編集後記

前号で実施しましたプレゼント企画に多数のご応募をいただき、誠にありがとうございました。当選された方にプレゼントを、応募者全員にコロポックルクリアファイルをお送りいたしました。前号を

お読みくださった方々の多様な視点からの感想・ご要望により、私達もいろいろな事に気づかされました。いただいた貴重なご意見をもとに、手に取っていただけるような誌面づくりに今後も取り組みたいと思います。 橋本 優子





## 【司法書士の主な業務】 ※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に関する相談をお受けします。

- 売買・相続などの不動産登記手続の代理
- 会社設立・役員変更などの会社・法人登記手続の代理
- 簡易裁判所における訴訟・調停、相手方との交渉の代理(140万円以下の民事事件。法務大臣認定の司法書士が行います。)
- 裁判所へ提出する書類(訴状、離婚・相続に関する申立書類等)の作成
- 認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度による支援
- 遺言、賃貸借、借金・お金のトラブルなどのご相談

相談  
無料

## 札幌司法書士会法律相談センター

〈面談(予約制)による相談センター〉 申込方法:下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

面談予約 **011-272-9035** 受付時間/月~金▶9:00~17:00  
※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

住所:札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階 相談員:認定司法書士

下記地区においても相談を受けています。

- 滝川地区/0125-23-7737
- 苫小牧地区/0144-33-8885
- 小樽・余市地区/0134-62-6734
- 岩見沢地区/0126-20-2575
- 室蘭地区/0143-46-8585
- 夕張地区/0123-56-5666



## 札幌司法書士会ADRセンター

ADR(裁判外紛争解決手続)とは、身の回りで起こる様々なトラブルを、裁判ではなく話し合いで解決することを目指す手続きです。公正中立な第三者が間に入り当事者の自主性を尊重しながら、柔軟な和解解決を図ります。



電話予約 **011-272-0090** 受付時間/月~金▶9:00~17:00  
※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

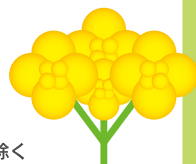
相談  
無料

## 女性司法書士による女性のための法律相談窓口 **なのはな相談センター**

女性からの法律相談および手続きに関するご相談をお受けする常設の相談窓口です。女性相談員が女性特有の問題、身の回りのトラブル、登記、相続手続、成年後見、債務整理などのご相談をお受けします。

電話相談 **011-522-5625**  
電話相談受付時間/月・水・金▶12:00~15:00 火・木▶16:00~19:00

面談予約 **011-272-9035**  
面談予約受付時間/月~金▶9:00~17:00 ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く  
面談日時/木曜日▶17:00~/18:00~/19:00~



相談  
無料

## 困りごと“ほっと”ライン 〈電話相談センター〉

電話相談  
ダイヤル **011-211-1585** 受付時間/月~金▶13:00~16:00  
※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く



詳しくはホームページをご覧ください

<http://www.sihosyosi.or.jp>

札幌司法書士会

検索

